



## 第 84 期 報 告 書

---

平成19年4月1日～平成20年3月31日

王子製紙株式会社

## (目次)

---

株主の皆様へ……………1	連結株主資本等変動計算書……………37
(第84回定時株主総会招集ご通知添付書類)	連結注記表……………38
事業報告……………3	貸借対照表……………41
1 企業集団の現況に関する事項……………3	損益計算書……………42
2 当社の株式に関する事項……………14	株主資本等変動計算書……………43
3 当社の新株予約権等に関する事項……………15	個別注記表……………44
4 当社の役員に関する事項……………16	連結計算書類に係る
5 会計監査人に関する事項……………21	会計監査人監査報告書謄本……………47
6 業務の適正を確保するための	会計監査人監査報告書謄本……………48
体制等の整備についての	監査役会監査報告書謄本……………49
取締役会決議の内容の概要……………22	
7 会社の支配に関する基本方針……………24	(ご参考)
連結貸借対照表……………35	経営指標の推移(連結)……………50
連結損益計算書……………36	連結キャッシュ・フロー計算書(要約)……………51

## 株主の皆様へ



株主の皆様には、ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成19年度の紙パルプ産業におきましては、重油価格の高騰に加えて、中国の需要拡大を背景とした古紙価格の高騰、世界的に需給が逼迫傾向にある木材チップ価格の高騰などの影響を大きく受け、非常に厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、新エネルギーボイラ導入などによる重油使用量の削減、生産の効率化をはじめとする経営全般にわたる原価低減諸施策を強力に推進するとともに、原燃料価格上昇分の製品価格への転嫁を進めた結果、印刷用紙・板紙をはじめとするほぼ全ての品種で価格修正が実現し、一定の効果を発現いたしました。しかしながら、原燃料価格の上昇による影響を吸収しきれず、前年度に比べ大幅な減益となりました。

株主の皆様への配当につきましては、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、可能な限り安定配当を継続する所存であり、当期の期末配当は、1株につき6円の普通配当と決定させていただきました。中間配当6円と合わせた年間配当金は、1株につき12円の普通配当となります。

当社は、王子製紙グループの成長を加速させるために、情熱・誠実・連帯をもって時代に呼応した「企業文化の変革」をもとに、国内事業の経営基盤の強化を図る「内なる充実」、および持続的成長可能な紙パルプ世界企業を目指す「外への発展」を図ることを経営基本方針としております。

国内事業の経営基盤強化を図るための施策といたしまして、現在継続中の富岡工場の塗工紙生産体制再構築工事および新エネルギーボイラ設置工事は、競争力強化のための重要なプロジェクトであり、本年末稼働に向けて順調に進んでおりま

す。

また、中国江蘇省南通市に建設を計画している南通プロジェクトにつきましては、昨年10月に南通市経済技術開発区総会社との合弁により子会社江蘇王子製紙有限公司を設立の上、同年11月には起工式を行い、本年初から本格的な建設工事を開始いたしました。平成22年後半には、1台目の年産40万トンの高級紙生産設備を稼働させ、営業運転を開始する予定であります。

平成19年度におきましては、当社グループの環境経営に關しまして、株主の皆様、地域住民の皆様、ユーザーの皆様、消費者の皆様をはじめ多くの関係者の皆様からの信頼を損なうこととなりましたことは、当社グループの経営の根幹に係わる重大な問題であると深く反省しております。

当社および王子板紙株式会社の9工場の火力発電設備などのばい煙発生施設において、大気汚染防止法に規定する排出基準値あるいは自治体との協議値・協定値を超える窒素酸化物や硫黄酸化物を排出していたこと、および測定データに対する不適切な取り扱いがあったこと、また、当社および王子特殊紙株式会社が生産・販売していた製品の古紙配合率が実態と乖離していたことは、いずれも環境保全、コンプライアンスに対する認識の不足から生じたものであり、自らの環境憲章、企業行動憲章および行動規範を遵守していなかったことについて、全役員および全従業員一同は大変重く受け止めており、二度とこれらの問題を起こさないこととお誓いいたします。

大気汚染防止法基準値超過等の問題につきましては、昨年8月に環境省に原因と再発防止対策の報告書を提出し、それに従いまして当社、王子板紙株式会社、王子特殊紙株式会社および王子ネピア株式会社の全ての工場改善を推進してお

り、引き続き社会的信頼の回復に取り組んでまいります。

再生紙の古紙配合率乖離問題につきましては、原因究明および再発防止対策の取りまとめのために、当社は本年1月から2月にかけて社外取締役、社外監査役および顧問弁護士を中心とした調査チームによる調査を行い、調査結果および再発防止対策を公表いたしました。

この調査により明らかになりましたことは、古紙調達可能量の制約や再生紙生産体制の問題を十分に検討せずに受注拡大を優先していたこと、コンプライアンス意識の不足から通常の品質基準や納期等を優先させるあまり古紙配合率が乖離しても問題ないとの意識が一部にあったこと、また、工場および営業部門それぞれに古紙配合率をチェックする体制がなく両者間の情報連絡体制に不備があったこと、および、消費者の皆様の環境への高い意識とそれに伴う再生紙に対する消費行動の変化への認識不足がありました。

当社および王子特殊紙株式会社は、両社共通の再発防止対策といたしまして、営業部門における製品受注体制を見直し、工場の製造現場と品質管理担当部門が古紙配合率を管理するシステムを構築するとともに、コンプライアンス遵守の重要性、お客様本位の製品製造の重要性等について、製品製造・出荷に係る全社員に再度教育・啓蒙活動を実行しております。

今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待にそえるよう努力いたす所存でありますので、格別のご理解をいただき、よろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年6月

代表取締役社長 篠田和久

## 事業報告

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、前半は緩やかな景気拡大基調で推移しましたが、後半には米国経済の失速懸念や、原油をはじめとする資源価格の高騰により企業・家計の負担が増えるなど、先行不透明感が広がりました。

紙パルプ産業におきましても、重油価格の高騰に加えて、中国の需要拡大を背景とした古紙価格の高騰、世界的に需給が逼迫傾向にある木材チップ価格の高騰などの影響を大きく受け、非常に厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、新エネルギーボイラ導入などによる重油使用量の削減、生産の効率化をはじめとする経営全般にわたる原価低減諸施策を強力に推進するとともに、原燃料価格上昇分の製品価格への転嫁を進め、対前期減益幅の圧縮に努めてまいりました。その結果、印刷用紙・板紙をはじめとする、ほぼすべての品種で価格修正が実現し、一定の効果を発現しておりますが、一方では原燃料価格のさらなる上昇もあり、当連結会計年度の業績は、売上高は1兆3千1百83億8千万円と前期に比し4%の増収となりましたが、営業利益は4百21億2千2百万円と前期に比し33%の減益、経常利益は3百80億6千4百万円と前期に比し41%の減益、当期純利益は1百17億6千8百万円と前期に比し31%の減益となりました。

各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区 分	売 上 高		営 業 利 益	
	百万円	(前期比)	百万円	(前期比)
紙パルプ製品事業	721,911	(5%増)	17,471	(51%減)
紙加工製品事業	464,099	(6%増)	13,272	(7%減)
木材・緑化事業	44,144	(10%減)	3,361	(46%増)
その他の事業	88,224	(0%減)	8,018	(28%減)
合 計	1,318,380	(4%増)	42,122	(33%減)

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

#### ■紙パルプ製品事業

売上高につきましては、7千2百19億1千1百万円と前期に比し5%の増収となりました。

品種別の状況は、次のとおりであります。

##### ・一般洋紙

新聞用紙の販売は、国内向けはほぼ横ばいで推移し、輸出は増加しました。価格修正に取り組みましたが、当期中の実現には至らず、翌期に持ち越しとなりました。

印刷用紙の販売は、塗工紙・微塗工紙がチラシ、カタログなど商業印刷向けを中心に微増となり、非塗工紙は雑誌などの部数・頁数減の影響により低調に推移しました。価格は、平成19年春に打ち出した価格修正が全品種で浸透しました。

##### ・包装用紙

包装用紙の販売は、国内向け・輸出とも好調に推移しました。価格は、平成19年秋に打ち出した価格修正が浸透しました。

##### ・雑種紙他

雑種紙の販売は、ほぼ横ばいで推移しました。価格は、国内向けで価格修正が浸透しました。

衛生用紙の販売は、ティッシュペーパー、トイレットロールともに減少しました。価格は上昇しました。

##### ・板紙

段ボール原紙の販売は、青果物需要と一部加工食品・飲料向けに伸びがあり、若干の増加となりました。価格は、平成19年9月に実施した価格修正が浸透しました。

白板紙・高級白板紙の国内販売は、弱含みで推移しましたが、当社は撤退した他メーカーからの切替え需要もあり増販しました。価格は、平成19年7月に打ち出した国内での価格修正が浸透しました。



#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (15.4~16.3)	第81期 (16.4~17.3)	第82期 (17.4~18.3)	第83期 (18.4~19.3)	第84期 (19.4~20.3)
売 上 高 (百万円)	1,180,436	1,185,141	1,213,881	1,265,735	1,318,380
当 期 純 利 益 (百万円)	31,271	43,349	21,024	17,150	11,768
1株当たり当期純利益 (円)	29.90	42.06	21.15	17.35	11.90
総 資 産 (百万円)	1,606,027	1,606,171	1,748,547	1,790,515	1,781,512
純 資 産 (百万円)	472,397	489,941	527,875	523,631	510,490

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。  
 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。  
 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (15.4~16.3)	第81期 (16.4~17.3)	第82期 (17.4~18.3)	第83期 (18.4~19.3)	第84期 (19.4~20.3)
売 上 高 (百万円)	615,884	592,324	554,992	568,389	592,577
当 期 純 損 益 (百万円)	17,755	22,081	2,531	△10,026	7,597
1株当たり当期純損益 (円)	16.97	21.41	2.42	△10.00	7.57
総 資 産 (百万円)	1,270,317	1,298,924	1,403,292	1,417,026	1,395,644
純 資 産 (百万円)	442,630	437,353	460,117	420,271	390,831

- (注) 1. 1株当たり当期純損益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。  
 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。  
 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

#### (5) 企業集団の対処すべき課題

##### ① 社会的責任の遂行（企業行動憲章の遵守）

平成19年7月に、当社および王子板紙株式会社の9工場の火力発電設備などのばい煙発生施設において、大気汚染防止法に規定する排出基準値あるいは自治体との協議値・協定値を超える窒素酸化物や硫黄酸化物を排出していたこと、および測定データに対する不適切な取り扱いを行っていたこと、また、本年1月に、当社および王子特殊紙株式会社で再生紙として生産・販売していた製品の古紙配合率が実態と乖離していたことが判明いたしました。

株主の皆様、地域住民の皆様、ユーザーの皆様、消費者の皆様をはじめ多くの関係者の皆様からの信頼を損なうこととなりましたことは、当社グループの経営の根幹に係わる重大な問題であると深く反省しております。

上記の反省に立ち、全役員・全従業員が高い倫理観を持って「企業の社会的責任」を果たすことが当社グループの存立の条件であり、コンプライアンスの徹底は企業活動の根幹であることを強く認識し、高い企業倫理のもとで行動します。また、環境憲章の基本理念に基づき、環境と調和した企業活動の推進に努めてまいります。

##### ② 企業集団の経営戦略

国内市場が成熟する一方で、資源獲得競争の激化により、重油のみならず古紙やチップ等原燃料全般の価格上昇が続き、紙パルプ産業を取り巻く環境は、一層厳しさを増しております。

こうした状況のなか、当社グループは、激しいコスト上昇の確実かつ機動的な価格転嫁、効率のかつ機動的な生産体制の確立、コスト競争力および非価格競争

力の強化で国内経営基盤強化を図り、その上に立脚した大型投資を遅滞なく進めてまいります。

#### (a) 競争力の強化

グループ経営力を高めて国内外他社との競争を勝ち抜くためには、コスト競争力強化が不可欠であることを改めて認識し、新エネルギーボイラ導入などによる重油使用量の削減、富岡工場スクラップ&ビルドおよび王子特殊紙株式会社の東海工場の生産体制集約化による構造的コストダウンの遂行をはじめ、収益確保に向けて全部門が連携して、業務の見直しを含めて徹底した草の根的コストダウンに取り組みます。

また、すべての事業において、顧客ニーズの把握に努め、品質優位性の確保と迅速な対応により、顧客の信頼を一層高めてまいります。

#### (b) 洋紙事業の生産体制再構築

富岡工場のスクラップ&ビルドは、他社との競争における生き残りをかけた、「内なる充実」のための重要なプロジェクトであり、本年中に完成予定の新エネルギーボイラおよび新マシンの営業運転の開始により、塗工紙生産工場として国内トップクラスのコスト競争力を持った工場となる見通しであります。本プロジェクトにより、生産・販売すべてにわたって最新の体制を確立し、所期の投資効果の早期発現に万全を期してまいります。また、富岡工場の新マシン稼働に伴う移抄に際しては、顧客ニーズ等に細心の注意を払って取り組んでまいります。

#### (c) 中国南通プロジェクトの推進

当社が中国江蘇省南通市に建設を計画している南通プロジェクトにつきましては、平成19年7月にプロジ

ェクトの合弁相手である南通市経済技術開発区総公司と合弁契約を締結した後、同年10月に中国政府商務部より合弁会社設立に関する許可を取得し、子会社江蘇王子製紙有限公司を設立いたしました。同年11月には、江蘇王子製紙有限公司の起工式を行い、本年初から本格的な建設工事を開始いたしました。平成22年後半には、1台目の年産40万トンの高級紙生産設備(抄紙機、コーター)、自社専用バースおよび石炭ボイラを稼働させ、営業運転を開始する予定であります。

南通プロジェクトは、アジアを中心としたさらなる「外への発展」に向けた重要な事業であり、工場建設と販売網構築に向けた各種作業に万全を期してまいります。また、すでに中国で展開している各事業は、連携を密にして一層の収益力強化を図り、中国における当社グループの存在感を高めてまいります。

#### (d) 業務提携の推進

特殊紙事業における原材料有利調達、物流合理化、最適生産体制、新製品開発を目的とした特種製紙株式会社との提携、情報用紙事業における国内およびアジア市場での生産体制の効率的運用を目的とした三菱製紙株式会社との提携に積極的に取り組んでまいります。

##### ・特殊紙事業

当社および王子特殊紙株式会社は、平成19年6月に特種東海ホールディングス株式会社および同社の子会社である特種製紙株式会社との間で、特殊紙事業分野における戦略的提携の検討開始および資本提携に関する覚書を締結いたしました。

王子特殊紙株式会社および特種製紙株式会社は、特殊紙事業分野においてコスト競争力向上や多様化する需要にスピーディーに対応するため、相互委託生産、



新商品共同開発および共同研究開発等を柱とした戦略的提携の検討を行っております。その一環として、本年1月に王子特殊紙株式会社、本年8月閉止予定の東海工場静岡製造所のN-1コーターを特種製紙株式会社三島工場へ移設することについて合意に達しました。これにより、特種製紙株式会社は三島工場のコーター3台を停止して生産効率向上を図り、王子特殊紙株式会社は同社三島工場に製品の委託生産を行うなど、両社の特殊紙事業の収益力強化対策を実施してまいります。

#### ・情報用紙事業

当社は、平成19年11月に情報用紙事業における協力関係の構築による事業力強化を目的に、三菱製紙株式会社との間で業務提携の検討を開始することに合意いたしました。

情報用紙事業を取り巻く環境は厳しく、ノーカーボン紙については、伝票の電子化等の構造的変化により内需が減退していく状況のもと、相互委託生産を図ることにより両社の生産合理化を進め、両社の競争力強化と収益回復を図ります。また、感熱記録紙については、国内市場が成熟化する半面、アジア市場においては経済成長に伴う需要の躍進が予測され、当社子会社Oji Paper (Thailand) Ltd. (本社：タイ国バンコク市)が本年末に稼働予定の新コーターを活用して、両社のアジア市場での販売拡大を図ります。

この提携により、両社は上記の品種の相互補完と生産の最適化を図り、両社の情報用紙事業の効率を一層高めてまいります。

#### (e) 資源戦略の立案・推進

世界的な紙・板紙需要の増大から原材料獲得競争が予想される中で、長期的な資源確保を図ると同時に地

球温暖化防止対策推進の観点からも、今後東南アジア、アフリカを中心に、平成22年度までに当社グループの海外植林面積を30万ヘクタールに拡大するように努めます。

原燃料価格の高騰に対応するため、原材料・副資材の調達にあたっては、徹底的な有利調達と必要量の確保に最大限の努力を払います。特に、古紙については、未利用古紙や回収雑誌古紙の有効活用を図るとともに、国内古紙調達体制の強化を図り、平成22年度までに当社グループの古紙利用率を62%に拡大するように努めます。

また、総合林産業を視野に入れた新たな事業展開など、様々な方策を検討し、速やかに実行いたします。

#### (f) 輸出事業の強化

紙パルプ産業の需給は、北米、西欧においては市場が成熟化する一方、M&Aによる企業規模拡大やリストラによる経営の効率化が進展しておりますが、アジア市場は急拡大しており、高効率で最新鋭の大型設備が導入され、生産能力が拡大しております。

当社グループは、世界的な需給バランスの変化を輸出事業拡大の機会と捉え、継続性と収益性を備えた輸出事業を構築いたします。本年1月に国際営業推進本部を設置し、グループ全体での輸出戦略を策定するとともに、情報収集力および販売力の強化を図ってまいります。

#### (g) 人事戦略の立案・推進

今後予想される労働力不足等を視野に入れるとともに、将来にわたって当社グループの成長に貢献しうる人材の採用に万全を期してまいります。また、各階層・各職場に相応しい従業員教育を推進するとともに、

---

国際化時代に適応した人材の育成・確保に努めます。

(h) 新事業・新製品の開発

当社グループの持続的成長に向け、付加価値が高く成長が期待される新事業・新製品の開発体制の強化を図ってまいります。

(i) 財務体質の強化

大型プロジェクトが進行中であり、適正な設備投資の実施と資産の有効活用等により、有利子負債の増加を最小限に抑えるとともに、資金の調達・運用にあたっては、金利変動リスクを十分に考慮してまいります。

こうした諸施策により持続的成長可能な紙パルプ世界企業を目指して、企業価値増大を図ってまいります。

## (6) 企業集団の主要な事業内容

区 分	主 要 な 事 業 内 容
紙 パ ル プ 製 品 事 業	一般洋紙、包装用紙、雑種紙、衛生用紙、段ボール原紙、白板紙及びパルプなどの製造、加工並びに販売
紙 加 工 製 品 事 業	段ボール（段ボールシート・段ボールケース）、紙器、プラスチックフィルム、感熱記録紙、粘着紙及び紙おむつなどの加工品の製造並びに販売
木 材 ・ 緑 化 事 業	木材製品の製造並びに販売、国内外での植林事業並びに社有林の維持管理
そ の 他 の 事 業	コーンスターチの製造並びに販売、社有地の活用による土地及び建物の賃貸、倉庫業、各種機械類の設計・製作・据付等

## (7) 企業集団の主要な営業所及び工場

(平成20年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都中央区
	営 業 支 社	北海道営業支社（札幌市中央区）、東北営業支社（仙台市青葉区）、中部営業支社（名古屋市中区）、関西営業支社（大阪市北区）、九州営業支社（福岡市博多区）
	工 場	釧路工場（北海道釧路市）、苫小牧工場（北海道苫小牧市）、富士工場（静岡県富士市）、春日井工場（愛知県春日井市）、神崎工場（兵庫県尼崎市）、米子工場（鳥取県米子市）、呉工場（広島県呉市）、富岡工場（徳島県阿南市）、日南工場（宮崎県日南市）
子 会 社	王子チヨダ コンテナ 株 式 会 社	本 社：東京都中央区 工 場：長野工場（長野県安曇野市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）、大阪工場（大阪府門真市）、九州北工場（佐賀県三養基郡上峰町）ほか24工場
	王子ネピア 株 式 会 社	本 社：東京都中央区 店：東京支店（東京都中央区）、名古屋支店（名古屋市中区）、大阪支店（大阪市淀川区）ほか5支店 工 場：苫小牧工場（北海道苫小牧市）、名古屋工場（愛知県春日井市）、徳島工場（徳島県阿南市）
	王子板紙 株 式 会 社	本 社：東京都中央区 営 業 所：東部営業所（東京都中央区）、中部営業所（名古屋市中区）、西部営業所（大阪市北区）ほか2営業所 工 場：釧路工場（北海道釧路市）、祖父江工場（愛知県稲沢市）、大分工場（大分県大分市）、佐賀工場（佐賀県佐賀市）ほか8工場
	王子特殊紙 株 式 会 社	本 社：東京都中央区 営 業 所：中部営業所（名古屋市中区）、関西営業所（大阪市北区） 工 場：江別工場（北海道江別市）、東海工場（静岡県庵原郡富士川町）、中津工場（岐阜県中津川市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）
	森 紙 業 株 式 会 社	本 社：京都市南区 工 場：横浜工場（横浜市戸塚区）、鳥羽工場（京都市南区）、枚方工場（大阪府枚方市） 子 会 社：森紙販売株式会社（京都市南区）ほか24社

- (注) 1. 当社関西営業支社、王子板紙株式会社西部営業所および王子特殊紙株式会社関西営業所は、ともに本年4月に大阪市中央区に移転しました。  
 2. 中四国営業支社は、平成19年6月に廃止しました。  
 3. 森紙業株式会社は、森紙業グループの事業持株会社であります。

## (8) 企業集団及び当社の従業員状況

### ① 企業集団の従業員状況

(平成20年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減
紙パルプ製品事業	8,474名	204名増
紙加工製品事業	7,381名	280名増
木材・緑化事業	511名	1名減
その他の事業	2,666名	148名増
共通	1,024名	135名減
合計	20,056名	496名増

(注) 1. 「共通」には複数事業部門に共通する業務に従事する人員を表示しております。  
2. 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

### ② 当社の従業員状況

(平成20年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,452名	167名減	42.2才	21.9年

(注) 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

## (9) 重要な子会社の状況

(平成20年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
王子チヨダコンテナ株式会社	百万円 10,000	% (100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子タック株式会社	1,550	100	紙・樹脂加工品、包装資材及び粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	1,500	100	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王子物流株式会社	1,434	(100)	倉庫業、トラック輸送及び内航運送取扱
王子コーンスターチ株式会社	1,000	60.0	コーンスターチ及び糖化製品の製造、販売
王子ネピア株式会社	800	100	衛生用紙及び紙おむつの製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備及び販売
王子不動産株式会社	650	100	不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
王子板紙株式会社	600	100	段ボール原紙の製造、販売
王子通商株式会社	361	100	紙、加工品、製紙用原料の売買
王子特殊紙株式会社	350	100	雑種紙、加工品、白板紙及び高級白板紙の製造、販売
森紙業株式会社	310	100	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子木材緑化株式会社	288	99.9	木材及び製紙用原料の売買、緑化工事、造林請負

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Pan Pac Forest Products Ltd.	百万ニュージーランド・ドル 126	% 100	営林、植林、伐採及び木材の販売並びにパルプ・木材製品の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd.	百万タイ・バーツ 1,340	100	ノーカーボン紙の製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH	百万ユーロ 25	94.7	感熱記録紙の製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.	百万USドル 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売
ILFORD Imaging Switzerland GmbH	百万スイス・フラン 1	100	インクジェット用紙の製造、販売

- (注) 1. ( ) 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。  
2. 百万円未満、百万ドル未満、百万タイ・バーツ未満、百万ユーロ未満および百万スイス・フラン未満は切り捨てて表示しております。

## (10) その他の重要な企業結合の状況

(平成20年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日伯紙パルプ資源開発株式会社	百万円 61,788	% (39.8)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買

- (注) 1. ( ) 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。  
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## (11) 企業集団の主要な借入先及び借入額

(平成20年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
シンジケートローン	160,000
株式会社みずほコーポレート銀行	43,062
株式会社三井住友銀行	42,850
日本生命保険相互会社	37,849
日本政策投資銀行	37,451
農林中央金庫	33,718

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資によるものならびに株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものであります。  
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## (12) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

- ①王子特殊紙株式会社は、平成19年7月1日に、当社の富士工場で行っておりました水力発電事業を吸収分割により統合しました。
- ②特種東海ホールディングス株式会社、特種製紙株式会社との資本提携について  
当社は、特種東海ホールディングス株式会社との戦略的提携を推進するために、特種東海ホールディングス株式会社株式を3,000千株（発行済株式総数の1.8%）取得し、特種製紙株式会社は当社株式を1,500千株（発行済株式総数の0.1%）取得いたしました。
- ③三菱製紙株式会社の第三者割当増資引受けについて  
当社は、三菱製紙株式会社との業務提携を推進するために、三菱製紙株式会社の第三者割当増資を引き受け、8,000千株を取得いたしました。第三者割当増資後の当社株式所有比率は、2.3%であります。  
なお、三菱製紙株式会社は、当社子会社 Oji Paper (Thailand) Ltd.に対して出資を行う予定であります。

## (13) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

- ①利益配分に関する基本的な考え方  
当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。
- ②期末配当に関する事項  
当期の期末配当につきましては、当社定款の規定に基づき、平成20年5月16日開催の当社取締役会において、平成20年3月31日を基準日として、前期と同じく、1株につき6円と決議する予定であります。  
当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき6円）と合わせまして、当期年間の配当金は1株につき12円となります。
  - (a) 配当財産の種類  
金銭といたします。
  - (b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき6円 総額6,019,481,970円
  - (c) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成20年6月5日

**(14) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項**

①中国南通プロジェクトの合弁契約書の締結および独立行政法人日本貿易保険による海外投資保険の付保について

当社が中国江蘇省南通市に建設を計画している南通プロジェクトにつきましては、平成19年7月にプロジェクトの合弁相手である南通市経済技術開発区総会社と合弁契約を締結した後、同年10月に中国政府商務部より合弁会社設立に関する許可を取得し、江蘇王子製紙有限公司を設立いたしました。

江蘇王子製紙有限公司の概要は、右記のとおりであります。

(a) 登録資本金	911,510千USドル
(b) 資本構成	当社 90% 南通市経済技術開発区総会社 10%
(c) 事業内容	高級紙(年産80万トン)およびクラフトパルプ(年産70万トン)の生産・販売他
(d) 主な役員	董事長 近藤晋一郎 (当社取締役常務執行役員) 総経理 渡辺 正 (当社常務執行役員)

なお、本プロジェクトは、独立行政法人日本貿易保険の海外投資保険に加入しており、下記リスクが発生した結果、事業の継続不能、破産手続き開始、銀行取引停止および3か月以上の事業休止の状況に陥った場合、同保険によりてん補されることとなっております。

収用、権利侵害リスク	土地、設備、原材料等に関する権利など事業遂行上、重要なものを外国政府等により侵害されるリスク
政策変更リスク	国際協定や二国間投資協定などに違反する政策が投資先国政府等によって新たに導入されたことによるリスク
契約違反リスク	投資先国の政府等との間で結んだ契約について、相手国政府側による契約違反等があった場合のリスク
戦争リスク	戦争、革命、テロ行為等の内乱、暴動、騒乱に対するリスク
不可抗力リスク	地震、洪水等の天災、国連制裁、ゼネラルストライキなどに対するリスク
送金リスク	株式等の譲渡代金や配当金等を為替取引の制限等により、日本へ送金ができないリスク

## ②重要な後発事象

平成20年4月25日、当社は公正取引委員会より、取引先販売業者様を通じて一般消費者の皆様へ販売したコピー用紙一製品について、事実と異なる表示があったとして、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反することにより、排除命令を受けました。

その概要は、上記コピー用紙の包装紙に貼付した商品ラベルおよび当該商品を詰めた箱に古紙配合率を100%と表示していましたが、実際の古紙配合率は

100%を下回っていたことから、これらの事実と異なる表示が、一般消費者の皆様に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であると判断されたものです。

上記コピー用紙につきましては、昨年10月以降生産分より表示どおりの古紙配合率となっており、また、問題となったコピー用紙につきましては、古紙配合率の表示の是正等、適切な措置を講じております。

当社は、今回の排除命令の内容を真摯に受け止め、再発防止対策の徹底に取り組んでまいります。

## 2 当社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- |                          |                                 |
|--------------------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数             | 2,400,000,000株                  |
| (2) 発行済株式の総数<br>（うち自己株式） | 1,064,381,817株<br>(61,134,822株) |
| (3) 当事業年度末の株主数           | 94,996名<br>(前期末比2,009名増)        |

### (4) 大株主

（平成20年3月31日現在）

大株主の氏名	当該大株主の持株数及びその議決権比率	
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	57,464	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	41,698	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	34,772	3.6
株式会社三井住友銀行	31,668	3.3
株式会社みずほコーポレート銀行	28,498	2.9
日本生命保険相互会社	27,328	2.8
農林中央金庫	26,654	2.7
王子製紙グループ従業員持株会	19,160	2.0
日本紙パルプ商事株式会社	17,216	1.8
中央三井信託銀行株式会社	16,478	1.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を61,134千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。



### 3 当社の新株予約権等に関する事項

#### 取締役（社外取締役を除く。）の保有する新株予約権等の内容の概要

##### ①平成18年6月29日開催の取締役会決議による株式報酬型ストック・オプション

（平成20年3月31日現在）

新株予約権の名称	王子製紙株式会社第1回新株予約権（取締役用）
新株予約権の保有者数	8名
新株予約権の割当日	平成18年8月15日
新株予約権の数	112個（新株予約権1個につき1,000株）
新株予約権の目的となる株式の種類、数	普通株式 112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年8月16日～平成38年6月30日
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

##### ②平成19年6月28日開催の取締役会決議による株式報酬型ストック・オプション

（平成20年3月31日現在）

新株予約権の名称	王子製紙株式会社第2回新株予約権（取締役用）
新株予約権の保有者数	10名
新株予約権の割当日	平成19年7月13日
新株予約権の数	145個（新株予約権1個につき1,000株）
新株予約権の目的となる株式の種類、数	普通株式 145,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年7月14日～平成39年6月30日
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 4 当社の役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、他の法人等の代表状況等）

（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	鈴木 正一郎	日伯紙パルプ資源開発株式会社代表取締役会長 日本製紙連合会会長
代表取締役社長	篠田 和久	
代表取締役副社長	山本 信能	社長補佐 王子板紙株式会社代表取締役社長 段ボール事業総統括、王子ネピア株式会社、森紙業グループ管掌
取 締 役	金丸 吉博	王子特殊紙株式会社代表取締役社長 情報用紙事業本部管掌
取 締 役	関口 裕	洋紙事業本部長、白板紙・包装用紙事業本部、王子物流株式会社管掌
取 締 役	近藤 晋一郎	環境経営部、統括技術本部、研究開発本部、安全本部、中国事業本部、王子エンジニアリング株式会社管掌 江蘇王子製紙有限公司董事長 株式会社日本紙パルプ研究所代表取締役社長
取 締 役	石田 隆	王子チヨダコンテナ株式会社代表取締役社長 内部監査室、デザインセンター、王子ビジネスセンター株式会社管掌
取 締 役	橋本 経男	国際営業推進本部長、経営企画本部、新聞用紙事業本部、コンプライアンス室管掌
取 締 役	神田 憲二	資源戦略本部長、経営管理本部、王子古紙パルプセンター株式会社管掌 Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長
取 締 役	橋本 浩樹	人事本部長、秘書室、総務部、王子ヒューマンサポート株式会社管掌
取 締 役	竹内 洋	弁護士
取 締 役	秋山 収	財団法人新エネルギー財団会長
常任監査役	花田 心弘	（常勤）
監 査 役	山中 一	（常勤）
監 査 役	杉原 弘泰	弁護士
監 査 役	上野 健二郎	弁護士

- (注) 1. 取締役 竹内洋、秋山収は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 杉原弘泰、上野健二郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しました。  
 就任 取締役 橋本経男 神田憲二 橋本浩樹 竹内 洋 秋山 収  
 退任 取締役 渡邊昭三 奥島俊介 井上 徹  
 就任 監査役 山中 一 上野健二郎  
 退任 監査役 桜井省吾 竹内 洋  
 4. 平成19年6月28日開催の取締役会において、次のとおり新たに代表取締役副社長を定めました。  
 代表取締役副社長 山本信能  
 5. 平成19年6月28日開催の取締役会において、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離をより明確にするため、取締役の役職を変更しました。  
 6. 平成19年6月28日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。  
 常任監査役（常勤） 花田心弘  
 監 査 役（常勤） 山中 一  
 7. 平成20年4月1日付で、取締役の「担当、他の法人等の代表状況等」の一部を変更しました。  
 代表取締役副社長 山本信能 王子板紙株式会社管掌  
 取締役 金丸吉博 王子板紙株式会社代表取締役社長退任  
 王子特殊紙株式会社管掌  
 王子特殊紙株式会社代表取締役社長退任  
 取締役 近藤晋一郎 新事業・新製品開発センター管掌  
 取締役 橋本経男 国際営業推進本部管掌  
 取締役 神田憲二 資源戦略本部管掌  
 取締役 橋本浩樹 安全本部管掌  
 8. 代表取締役会長 鈴木正一郎は、平成20年5月12日をもって、日本製紙連合会会長を退任しました。

## (2) 執行役員の状況

(平成20年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
社長執行役員	篠 田 和 久	
副社長執行役員	山 本 信 能	社長補佐 段ボール事業総統括、王子板紙株式会社、王子ネピア株式会社、森紙業グループ管掌
専務執行役員	金 丸 吉 博	王子特殊紙株式会社、情報用紙事業本部管掌
専務執行役員	関 口 裕	洋紙事業本部長、白板紙・包装用紙事業本部、王子物流株式会社管掌
常務執行役員	近 藤 晋一郎	環境経営部、統括技術本部、新事業・新製品開発センター、研究開発本部、中国事業本部、王子エンジニアリング株式会社管掌 江蘇王子製紙有限公司董事長 株式会社日本紙バルブ研究所代表取締役社長
常務執行役員	石 田 隆	王子チヨグコンテナ株式会社代表取締役社長 内部監査室、デザインセンター、王子ビジネスセンター株式会社管掌
常務執行役員	橋 本 経 男	経営企画本部、国際営業推進本部、新聞用紙事業本部、コンプライアンス室管掌
常務執行役員	神 田 憲 二	経営管理本部、資源戦略本部、王子古紙バルブセンター株式会社管掌 Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長
常務執行役員	橋 本 浩 樹	人事本部長、秘書室、総務部、安全本部、王子ヒューマンサポート株式会社管掌
常務執行役員	林 秀 明	富岡工場長兼洋紙事業本部副本部長
常務執行役員	齋 藤 源 二	王子物流株式会社代表取締役社長
常務執行役員	林 孝 治	王子ネピア株式会社代表取締役社長
常務執行役員	渡 辺 正	中国事業本部長兼江蘇王子製紙有限公司董事（総経理）
執行役員	石 橋 道 弘	王子チヨグコンテナ株式会社代表取締役副社長
執行役員	川 上 博 司	白板紙・包装用紙事業本部長
執行役員	木 塚 浩 浩	春日井工場長兼洋紙事業本部副本部長
執行役員	枝 川 知 生	情報用紙事業本部長
執行役員	安 藤 温	王子板紙株式会社代表取締役社長
執行役員	落 合 行 雄	研究開発本部長兼新事業・新製品開発センター長
執行役員	早 野 裕 康	中国事業本部副本部長兼江蘇王子製紙建設推進部長
執行役員	佐 田 修 一	日南工場長
執行役員	四 宮 利 勝	経営管理本部長 Oji Paper Canada Ltd.取締役社長
執行役員	矢 嶋 進	経営企画本部長
執行役員	山 北 篤 史	富士工場長
執行役員	佐 野 成 人	王子チヨグコンテナ株式会社専務取締役 Ojtex Haiphong Co., Ltd.取締役社長 Ojtex (Vietnam) Co., Ltd.取締役社長
執行役員	安 瀬 洋 一	呉工場長
執行役員	東 剛	王子特殊紙株式会社代表取締役社長
執行役員	吉 野 正 樹	米子工場長兼洋紙事業本部副本部長
執行役員	石 井 弘 和	洋紙事業本部副本部長
執行役員	進 藤 清 貴	統括技術本部長兼環境経営部長兼王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長
執行役員	渡 良 司	王子チヨグコンテナ株式会社専務取締役
執行役員	瀧 上 一 雄	新聞用紙事業本部長
執行役員	野 沢 高 史	王子板紙株式会社専務取締役
執行役員	松 尾 洋 二	苫小牧工場長
執行役員	島 村 元 明	資源戦略本部長
執行役員	青 山 秀 彦	洋紙事業本部副本部長兼印刷用紙部長

### (3) 取締役及び監査役の重要な兼職の状況

#### ①取締役

(平成20年3月31日現在)

氏名	他の法人等	役職
篠田和久	日本紙パルプ商事株式会社	取締役
山本信能	王子チヨダコンテナー株式会社	取締役
	王子ネピア株式会社	取締役
	森紙業株式会社	取締役
近藤晋一郎	王子板紙株式会社	取締役
石田隆	Ojitek Haiphong Co., Ltd.	取締役
	Ojitek (Vietnam) Co., Ltd.	取締役
	森紙業株式会社	取締役
橋本経男	森紙業株式会社	監査役
神田憲二	日伯紙パルプ資源開発株式会社	取締役
	王子通商株式会社	監査役

#### ②監査役

(平成20年3月31日現在)

氏名	他の法人等	役職
花田心弘	王子チヨダコンテナー株式会社	監査役
	王子エンジニアリング株式会社	監査役
	王子不動産株式会社	監査役
	王子板紙株式会社	監査役
	王子特殊紙株式会社	監査役
	森紙業株式会社	監査役

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ①取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	497百万円 (22百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	59百万円 (16百万円)
合 計	16名	556百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額900百万円であります。  
(平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。  
(平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)
3. 当期末現在の人員は取締役12名、監査役4名であります。
4. 支給額には、以下のものを含んでおります。
- イ. 当事業年度において費用計上した役員賞与  
監査役 2名 3百万円 (うち社外監査役2名 3百万円)
- ロ. 取締役に対するストック・オプションによる報酬額  
取締役 10名 65百万円  
社外取締役を除く、10名の取締役を対象としております。
5. 上記のほか、当期末現在の監査役4名に対する平成20年3月31日現在の役員退職慰労引当金 (内規に基づく必要額)  
監査役 4名 44百万円 (うち社外監査役2名 6百万円)
6. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

②大気汚染防止法基準値超過等の問題および古紙配合率乖離問題に関し、株主の皆様、地域住民の皆様、ユーザーの皆様、消費者の皆様をはじめ多くの関係者の皆様の信頼を損なうこととなり、多大なるご迷惑をおかけしましたことに対する経営責任ならびに管理責任を明確にするため、取締役員全員 (社外取締役を除く

10名) の役員賞与を全額返上するとともに、代表取締役会長、代表取締役社長をはじめ、一部取締役の役員報酬を減額しました。

③常勤監査役全員 (2名) は、諸般の事情に鑑み、役員賞与を全額返上しました。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ①社外役員に関する他の株式会社の社外役員の兼任状況

(平成20年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 任 先 及 び 役 職
社 外 取 締 役	竹 内 洋	株式会社ブリヂストン 社外監査役
社 外 監 査 役	杉 原 弘 泰	株式会社三菱ケミカルホールディングス 社外監査役 三菱化学株式会社 社外監査役 イオンクレジットサービス株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役	上 野 健 二 郎	セイノーホールディングス株式会社 社外取締役 東京トヨタ自動車株式会社 社外監査役

## ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	竹 内 洋 (取締役：平成19年6月28日就任) (監査役：平成19年6月28日退任)	取締役就任後、当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役在任中に開催された、取締役会4回のうち3回に、監査役会2回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 取 締 役	秋 山 收 (平成19年6月28日就任)	取締役就任後、当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、行政における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 監 査 役	杉 原 弘 泰	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に、また、監査役会12回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 監 査 役	上 野 健 二 郎 (平成19年6月28日就任)	監査役就任後、当事業年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。

## ③大気汚染防止法基準値超過等の問題への対応

平成19年7月に、当社および王子板紙株式会社の9工場の火力発電設備などのばい煙発生施設において、大気汚染防止法に規定する排出基準値あるいは自治体との協議値・協定値を超える窒素酸化物や硫黄酸化物を排出していたこと、および測定データに対する不適切な取り扱いがあった事実を確認した後、各社外取締役および各社外監査役は、再発防止に向けた当社および王子板紙株式会社の取り組みの内容を確認し、法令遵守の観点から必要な発言を行いました。また、同年8月に、当社および王子板紙株式会社の再発防止対策、当社関係者の処分内容について確認を行いました。

## ④古紙配合率乖離問題への対応

平成20年1月に、当社および王子特殊紙株式会社が生産・販売していた製品の古紙配合率が

実態と乖離していた事実を確認した後、原因究明等を目的として当社が設置した調査チームに、社外監査役杉原弘泰は調査チームの座長として、また、社外取締役竹内洋、秋山收および社外監査役上野健二郎は調査チームの一員として、約1か月にわたり、関係者に対する聞き取り調査ならびに調査報告書の取りまとめに関与しました。また、本年2月に、当社および王子特殊紙株式会社の再発防止対策および当社関係者の処分内容について確認を行いました。

## ⑤社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の会計監査人としての報酬等の額 56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### (3) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 178百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、新日本監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるアドバイザー業務を委託し、対価を支払っています。

### (5) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、森紙業株式会社、Pan Pac Forest Products Ltd.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、Oji Paper (Thailand) Ltd.ほか2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

## 6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、平成19年度における業務の適正を確保するための体制等の整備状況を踏まえ、平成20年4月28日に開催された取締役会において、一部改訂を決議し、整備方針を次のとおりいたしました。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、法令遵守教育や企業倫理ヘルプライン制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努めます。
- ③ 代表取締役社長は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応します。
- ④ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社長決定規程に基づく稟議を経て文書取扱規程の制定、改廃を行い、この規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む。）の保存、管理を行います。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長を議長とする経営会議において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ② 代表取締役社長は、取締役会の承認を経てグループリスク管理基本規程の制定、改廃を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行います。
- ③ 内部監査室は、リスク管理の状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ② 各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき管掌業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、取締役会に報告します。効率化を阻害する要因が見つければこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備します。
- ③ 社長決定規程に基づく稟議を経て職務権限規程の制定、改廃を行い、使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図ります。



#### **(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、グループ全体が一体となって企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、グループ各社の取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。併せて代表取締役社長を議長とするグループ社長会議を開催し、企業理念や経営基本方針の共有化、徹底を図ります。
- ③ グループ経営規程においてグループ内承認手続きを統一的に定め、グループ内牽制の機能を担保します。
- ④ 代表取締役社長を議長とする経営会議において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ⑤ 内部監査室は、内部統制の状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助する体制として監査役室を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置きます。
- ② 監査役室は監査役会に直属するものとし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとします。

#### **(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告します。報告の方法については取締役と監査役会との協議により決定します。

#### **(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役社長は、監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

## 7 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年4月27日に開催された取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記(1)のとおり定めております。

また、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会（以下、「前定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を前定時株主総会終結から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記(3)に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入しております。

平成20年6月27日開催予定の第84期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時をもって上記有効期限の満了を迎えるにあたり、その後の情勢変化等を踏まえ更なる検討を加えた結果、当社は、平成20年5月16日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本方針を継続することを決議する予定であります。

- 注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- 注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
- 注4. 上記のいずれの買付行為についても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

## (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社の属する製紙産業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者

としては適切ではないと考えております。

## (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### 「企業価値向上への取り組み」

国内の印刷・情報用紙市場と東アジアの印刷・情報用紙市場は、一体化の方向へ急速に進みつつあり、日本国内の紙・パルプメーカーはかつてのような半ば閉じた市場での競争から、一体化した広域市場での競争に視点を移しつつあります。当社は、かかる認識のもと、国内においては生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心に安定した収益基盤の確立を図りつつ、海外においては東アジアにおける生産・販売体制の構築と海外植林等の原料確保対策を中心に企業規模の拡大を図ることによって、経営基本目標である経常利益1,000億円の達成を実現させ、持続的成長可能な世界的紙パルプ企業となることを経営の基本方針としております。

具体的施策として、富岡工場のスクラップ&ビルドにつきましても、本年中に完成予定の新エネルギーボイラおよび新マシンの営業運転の開始により、塗工紙生産工場として国内トップクラスのコスト競争力を持った工場となる見通しであり、生産・販売すべてにわたって最新の体制を確立し、所期の投資効果の早期発

現に万全を期してまいります。

また、当社が中国江蘇省南通市に建設を計画している南通プロジェクトにつきましては、平成19年7月にプロジェクトの合弁相手である南通市経済技術開発区総会社と合弁契約を締結した後、同年10月に中国政府商務部より合弁会社設立に関する許可を取得し、子会社江蘇王子製紙有限公司を設立いたしました。同年11月には、江蘇王子製紙有限公司の起工式を行い、本年初から本格的な建設工事を開始いたしました。平成22年後半には、1台目の年産40万トン的高级紙生産設備(抄紙機、コーター)、自社専用バスおよび石炭ボイラを稼働させ、営業運転を開始する予定であります。

さらに、世界的な紙・板紙需要の増大から木材資源の不足が現実化する中で、長期的な資源確保を図ると同時に、環境問題の観点からも、「森のリサイクル」、「紙のリサイクル」を今後も推し進めてまいります。平成22年度までに、これまで世界各地で展開してきた海外植林事業を30万haまで拡大し、古紙の利用率を62%まで引き上げることを具体的な目標としております。

### **(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み**

#### **①本方針導入の目的**

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしております。大規模買付者が大規模買

付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

#### **②大規模買付ルールの設定**

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から提供していただく

べき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに情報開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自

に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

### ③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取

得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合  
大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることが

あります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- (i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
  - ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適當であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

#### (c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i) 大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii) 対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効

力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

#### (d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。なお、本方針導入時の特別委員会委員の氏名および略歴は、別紙3のとおりです。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・

アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断にあたっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものといたします。

#### ④当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様(大規模買付者を除きます。)が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主の皆様には、当該基準日まで名義書換を完了していただく必要があります(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます)。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得

条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日まで新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。



#### ⑤大規模買付ルールの有効期限

本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期間は、本定時株主総会の日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

#### **(4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断およびその判断に係る理由**

##### ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、

事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

##### ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### ③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

##### ④株主意思を重視するものであること

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」に記載したとおり、本方針の有効期間は本定時株主総会の終

---

結の時までと限定されており、本定時株主総会において、本方針の継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本方針の継続について株主の皆様にご議論としてお諮りする予定です。本定時株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## (別紙 1)

### 大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
  - (1) 名称、資本関係、財務内容
  - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買取提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
  - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産にかかる主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
  - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

## (別紙 2)

### 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額  
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

## (別紙3)

### 特別委員会委員の氏名及び略歴

本方針導入時の特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋 (たけうち よう)

#### 略歴

昭和14年9月24日生まれ  
昭和41年4月 弁護士登録  
平成6年6月 当社監査役  
平成16年3月 株式会社ブリヂストン監査役  
現在に至る。  
平成19年6月 当社取締役  
現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
※同氏は、本定時株主総会において取締役選任議案（第1号議案）  
をご承認いただいた場合に、社外取締役に就任いたします。

秋山 収 (あきやま おさむ)

#### 略歴

昭和15年11月21日生まれ  
昭和38年4月 通商産業省入省  
平成14年8月 内閣法制局長官  
平成16年8月 退官  
平成18年7月 財団法人新エネルギー財団会長  
現在に至る。  
平成19年6月 当社取締役  
現在に至る。

※秋山収氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
※同氏は、本定時株主総会において取締役選任議案（第1号議案）  
をご承認いただいた場合に、社外取締役に就任いたします。

杉原 弘泰 (すぎはら ひろやす)

#### 略歴

昭和13年5月18日生まれ  
昭和38年4月 検事任官  
平成11年6月 大阪高等検察庁検事長  
平成13年5月 退官、弁護士登録  
平成15年5月 イオンクレジットサービス株式会社監査役  
現在に至る。  
平成15年6月 三菱化学株式会社監査役  
現在に至る。  
平成17年10月 株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役  
現在に至る。  
平成18年6月 当社監査役  
現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 連結貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第84期 (平成20年3月31日現在)	第83期（ご参考） (平成19年3月31日現在)	比較（ご参考）	科 目	第84期 (平成20年3月31日現在)	第83期（ご参考） (平成19年3月31日現在)	比較（ご参考）
<b>資産の部</b>				<b>負債の部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>574,936</b>	<b>576,436</b>	<b>△ 1,499</b>	<b>流動負債</b>	<b>739,496</b>	<b>720,172</b>	<b>19,323</b>
現金及び預金	81,201	38,729	42,472	支払手形及び買掛金	223,634	234,906	△ 11,272
受取手形及び売掛金	296,225	345,385	△ 49,159	短期借入金	189,951	190,153	△ 201
有価証券	0	0	0	1年内返済予定長期借入金	72,073	18,441	53,632
たな卸資産	159,085	152,682	6,402	コマーシャルペーパー	165,000	164,000	1,000
繰延税金資産	12,294	12,359	△ 65	1年内償還予定社債	—	20,000	△ 20,000
短期貸付金	11,166	11,805	△ 638	未払金	23,370	28,541	△ 5,170
未収入金	11,582	9,992	1,589	未払費用	45,100	46,215	△ 1,114
その他	4,734	7,724	△ 2,990	未払法人税等	9,646	11,748	△ 2,101
貸倒引当金	△ 1,354	△ 2,244	889	その他	10,719	6,166	4,552
<b>固定資産</b>	<b>1,206,575</b>	<b>1,214,079</b>	<b>△ 7,503</b>	<b>固定負債</b>	<b>531,525</b>	<b>546,711</b>	<b>△ 15,185</b>
（有形固定資産）	（915,341）	（910,095）	（ 5,246）	社債	100,000	100,000	—
建物及び構築物	204,249	207,882	△ 3,633	長期借入金	324,635	327,505	△ 2,870
機械装置及び運搬具	372,862	375,824	△ 2,961	繰延税金負債	36,747	56,770	△ 20,023
工具器具備品	7,012	7,911	△ 899	再評価に係る繰延税金負債	11,441	11,453	△ 12
土地	226,617	227,663	△ 1,046	退職給付引当金	50,726	43,136	7,590
林地	16,649	16,681	△ 31	役員退職慰労引当金	1,769	1,567	202
植林立木	41,761	42,794	△ 1,032	環境安全対策引当金	1,800	1,762	38
建設仮勘定	46,187	31,336	14,851	特別修繕引当金	111	82	28
（無形固定資産）	（34,785）	（24,117）	（ 10,667）	長期預り金	3,142	3,370	△ 228
借地権	2,410	2,236	174	長期設備関係支払手形	87	118	△ 31
のれん	11,391	13,093	△ 1,702	その他	1,062	943	119
その他	20,983	8,787	12,195	<b>負債合計</b>	<b>1,271,021</b>	<b>1,266,883</b>	<b>4,138</b>
（投資その他の資産）	（256,448）	（279,866）	（△ 23,418）	<b>純資産の部</b>			
投資有価証券	212,061	251,575	△ 39,513	株主資本	455,756	454,532	1,224
長期貸付金	13,782	7,789	5,993	資本金	103,880	103,880	—
長期前払費用	4,725	3,990	734	資本剰余金	113,051	112,964	87
繰延税金資産	11,143	9,915	1,228	利益剰余金	281,470	280,919	550
その他	18,176	8,325	9,851	自己株式	△ 42,646	△ 43,233	586
貸倒引当金	△ 3,441	△ 1,730	△ 1,711	評価・換算差額等	39,217	65,579	△ 26,362
<b>資産合計</b>	<b>1,781,512</b>	<b>1,790,515</b>	<b>△ 9,002</b>	その他有価証券評価差額金	27,259	55,703	△ 28,443
				繰延ヘッジ損益	446	73	373
				土地再評価差額金	3,882	3,818	64
				為替換算調整勘定	7,628	5,984	1,643
				新株予約権	115	60	54
				少数株主持分	15,401	3,459	11,942
				<b>純資産合計</b>	<b>510,490</b>	<b>523,631</b>	<b>△ 13,140</b>
				<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,781,512</b>	<b>1,790,515</b>	<b>△ 9,002</b>

## 連結損益計算書

単位:百万円(単位未満切り捨て)

科 目	第84期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第83期 (ご参考) (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	比較 (ご参考)
売上高	1,318,380	1,265,735	52,645
売上原価	1,043,826	973,060	70,766
売上総利益	274,554	292,675	△ 18,120
販売費及び一般管理費	232,431	229,488	2,942
営業利益	42,122	63,186	△ 21,063
営業外収益	13,309	13,537	△ 227
受取利息及び配当金	4,460	3,576	883
持分法による投資利益	3,949	3,107	842
雑収入	4,899	6,852	△ 1,952
営業外費用	17,368	12,613	4,754
支払利息	10,531	9,527	1,004
雑損	6,836	3,085	3,750
経常利益	38,064	64,110	△ 26,045
特別利益	1,061	11,953	△ 10,891
固定資産売却益	599	2,915	△ 2,316
投資有価証券売却益	365	8,677	△ 8,311
貸倒引当金戻入益	96	360	△ 263
特別損失	15,864	39,572	△ 23,707
固定資産除却損	5,087	7,086	△ 1,999
特別退職金	4,154	18,244	△ 14,089
事業整理損失	1,869	28	1,841
貸倒引当金繰入額	1,026	649	376
減損損失	775	1,849	△ 1,073
環境安全対策費用	671	931	△ 259
投資有価証券評価損	602	2,954	△ 2,351
災害損失	535	168	366
固定資産売却損	444	120	324
生産体制再構築費用	383	6,205	△ 5,821
賃貸不動産大規模修繕関連損失	176	—	176
特許訴訟関連費用	130	—	130
投資有価証券売却損	5	236	△ 230
固定資産圧縮損	2	122	△ 120
TOB関連費用	—	976	△ 976
税金等調整前当期純利益	23,260	36,491	△ 13,230
法人税、住民税及び事業税	13,273	15,071	△ 1,797
法人税等調整額	△ 1,968	4,071	△ 6,039
少数株主利益	187	198	△ 11
当期純利益	11,768	17,150	△ 5,382

## 連結株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高	103,880	112,964	280,919	△ 43,233	454,532
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 11,882		△ 11,882
当期純利益			11,768		11,768
自己株式の取得				△ 322	△ 322
自己株式の処分		87		927	1,014
関係会社等による自己株式の取得				△ 18	△ 18
連結子会社増加による剰余金増加高			760		760
連結子会社合併による剰余金減少高			△ 31		△ 31
土地再評価差額金取崩			△ 64		△ 64
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	87	550	586	1,224
平成20年3月31日 残高	103,880	113,051	281,470	△ 42,646	455,756

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成19年3月31日 残高	55,703	73	3,818	5,984	65,579	60	3,459	523,631
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△ 11,882
当期純利益								11,768
自己株式の取得								△ 322
自己株式の処分								1,014
関係会社等による自己株式の取得								△ 18
連結子会社増加による剰余金増加高								760
連結子会社合併による剰余金減少高								△ 31
土地再評価差額金取崩								△ 64
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 28,443	373	64	1,643	△ 26,362	54	11,942	△ 14,365
連結会計年度中の変動額合計	△ 28,443	373	64	1,643	△ 26,362	54	11,942	△ 13,140
平成20年3月31日 残高	27,259	446	3,882	7,628	39,217	115	15,401	510,490

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いております。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数……87社（前連結会計年度末 81社）

主要な会社名：王子板紙(株)、王子特殊紙(株)、王子ネピア(株)、王子チヨダコンテナ(株)、王子物流(株)、王子エンジニアリング(株)、王子不動産(株)、王子タック(株)、王子木材緑化(株)

当連結会計年度における連結子会社の異動状況は次のとおりであります。

(増加) 19社 森紙業(株)、森紙販売(株)、北海道森紙業(株)、常陸森紙業(株)、群馬森紙業(株)、新潟森紙業(株)、北陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、静岡森紙業(株)、東海森紙業(株)、四国森紙業(株)、九州森紙業(株)、大井製紙(株)、(株)アイボックス、王子製紙ネピア(蘇州)有限公司、蘇州王子包装有限公司、Oji InterTech Inc.、Oji Label (Thailand) Ltd.、B&C International Co.Ltd.

(減少) 13社 (株)ボックス・モリ、森商事(株)、森紙販売(株)、北海道森紙業(株)、常陸森紙業(株)、三和段ボール(株)、北陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、静岡森紙業(株)、東海森紙業(株)、四国森紙業(株)、九州森紙業(株)、鹿島木材産業(株)  
上記増減の内、減少の(株)ボックス・モリ以下、九州森紙業(株)までの12社は、平成19年3月22日に森紙業(株)を存続会社とし合併し、同日社名を京都森紙業(株)に変更し、さらに、増加の森紙業(株)以下、大井製紙(株)までの13社を新設分割により設立しております。

##### (2) 非連結子会社の数……136社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社の数……14社（前連結会計年度末 14社）

主要な会社名：日伯紙パルプ資源開発(株)、(株)ユボ・コーポレーション、国際紙パルプ商事(株)

##### (2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社……136社

関連会社……66社

上記の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に比べ軽微であり、かつ

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社のうち、アビカ(株)、Oji Paper USA Inc.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、Oji Ilford USA, Inc.、Oji Paper (Thailand) Ltd.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、江蘇王子製紙有限公司、ILFORD Imaging Switzerland GmbH、(株)アイボックス、王子製紙ネピア(蘇州)有限公司、蘇州王子包装有限公司、Oji InterTech Inc.、Oji Label (Thailand) Ltd.、B&C International Co.Ltd.の決算日は12月末日、森紙業(株)、森紙販売(株)、京都森紙業(株)、仙台森紙業(株)、鳥果包装資材(株)、北海道森紙業(株)、常陸森紙業(株)、群馬森紙業(株)、新潟森紙業(株)、北陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、静岡森紙業(株)、東海森紙業(株)、四国森紙業(株)、九州森紙業(株)、大井製紙(株)の決算日は3月20日であり、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

##### (2) 連結子会社の決算日の変更

アビカ(株)は決算日を3月末日より12月末日に変更しております。このため、当連結会計年度における連結決算に取り込んだ事業年度の月数は9か月となっております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ たな卸資産

主として総平均法による低価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び一部の連結子会社については定額法）



(会計処理の変更)

当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更しております。

これにより減価償却費は1,422百万円増加し、営業利益は1,353百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,379百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、一部の連結子会社を除き、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費を含めて計上しております。

これにより減価償却費は7,382百万円増加し、営業利益は6,509百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,585百万円減少しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は、監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

④ 環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上しております。

⑤ 特別修繕引当金

石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期修繕までの期間配分により計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
先物為替予約	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金及び貸付金

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末（中間連結会計期間末を含む）に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

5年間又は10年間の均等償却を行っておりますが、金額が僅少なもののについては、発生年度に全額償却しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,923,404百万円 (減損損失累計額を含む)
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
受取手形及び売掛金	2,484百万円
建物及び構築物	17,563百万円
機械装置及び運搬具	13,009百万円
土地	15,303百万円
植林立木	16,607百万円
投資有価証券	11,597百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	4,977百万円
その他	4,355百万円
計	85,898百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	8,742百万円
長期借入金	14,714百万円
支払手形及び買掛金	1,522百万円
その他	44百万円
計	25,024百万円
3. 保証債務	
日伯紙パルプ資源開発株	18,663百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,920百万円
その他	8,164百万円
計	30,748百万円
4. 受取手形割引高	40百万円
受取手形裏書譲渡高	15百万円
5. 土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出	
・再評価を行った年月日……平成14年3月31日	
・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 ……△1,935百万円	

## 連結損益計算書に関する注記

事業整理損失は、王子不動産(株)の賃貸用不動産（パピー店舗）閉鎖に伴う解体工事費等の引当額および当社のカードメディア事業撤退に伴う費用その他であります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数	
普通株式	1,064,381,817株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	75,195,696株

## 3. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通 株式	6,012	6.0	平成19年3月31日	平成19年6月6日
平成19年10月30日 取締役会	普通 株式	6,020	6.0	平成19年9月30日	平成19年12月3日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通 株式	6,019	利益 剰余金	6.0	平成20年3月31日	平成20年6月5日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	257,000株

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	500円39銭
2. 1株当たり当期純利益	11円90銭 (期中平均株式数により算出しております。)

# 貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第84期 (平成20年3月31日現在)	第83期（ご参考） (平成19年3月31日現在)	比較（ご参考）	科 目	第84期 (平成20年3月31日現在)	第83期（ご参考） (平成19年3月31日現在)	比較（ご参考）
<b>資産の部</b>				<b>負債の部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>440,584</b>	<b>485,730</b>	<b>△ 45,146</b>	<b>流動負債</b>	<b>546,614</b>	<b>527,330</b>	<b>19,284</b>
現金及び預金	6,623	15,224	△ 8,600	支払手形	326	366	△ 40
受取手形	1,298	1,418	△ 120	買掛金	103,968	110,387	△ 6,418
売掛金	99,121	142,143	△ 43,022	短期借入金	171,786	175,185	△ 3,398
有価証券	0	0	0	1年内返済予定長期借入金	68,759	13,288	55,470
製品商	37,016	37,786	△ 769	コマーシャルペーパー	165,000	164,000	1,000
販売用不動産	14	54	△ 39	1年内償還予定社債	—	20,000	△ 20,000
原材料	21,123	18,481	2,641	未払金	14,626	21,634	△ 7,008
仕掛品	7,992	7,920	72	未払費用	19,762	20,817	△ 1,054
貯蔵品	2,838	2,624	213	未払法人税等	355	392	△ 36
繰延税金資産	4,335	4,519	△ 184	その他	2,028	1,257	771
短期貸付金	244,237	238,711	5,526	<b>固定負債</b>	<b>458,197</b>	<b>469,423</b>	<b>△ 11,225</b>
未収入金	23,591	21,809	1,781	社債	100,000	100,000	—
その他の他	1,140	1,629	△ 488	長期借入金	315,446	314,421	1,025
貸倒引当金	△ 8,751	△ 6,595	△ 2,156	繰延税金負債	690	470	220
<b>固定資産</b>	<b>955,059</b>	<b>931,295</b>	<b>23,764</b>	退職給付引当金	24,732	17,813	6,918
(有形固定資産)	(476,916)	(470,177)	( 6,738)	役員退職慰労引当金	44	98	△ 53
建物	78,787	81,123	△ 2,336	環境安全対策引当金	965	938	26
構築物	25,826	26,839	△ 1,013	特別修繕引当金	62	47	14
機械装置	208,085	210,654	△ 2,568	長期預り金	189	287	△ 98
車輛運搬具	99	123	△ 23	<b>負債合計</b>	<b>1,004,812</b>	<b>996,754</b>	<b>8,058</b>
工具器具備品	3,368	3,933	△ 565	<b>純資産の部</b>			
土地	83,480	83,615	△ 134	株主資本	363,973	367,718	△ 3,744
林地	15,612	15,614	△ 2	(資本金)	(103,880)	(103,880)	( — )
植林立木	23,367	23,411	△ 43	(資本剰余金)	(110,202)	(110,146)	( 55)
建設仮勘定	38,288	24,860	13,428	資本準備金	108,640	108,640	—
(無形固定資産)	(3,823)	(2,934)	( 888)	その他資本剰余金	1,561	1,506	55
ソフトウェア	3,483	2,421	1,062	(利益剰余金)	(185,145)	(189,582)	(△ 4,436)
その他	339	513	△ 173	利益準備金	24,646	24,646	—
(投資その他の資産)	(474,320)	(458,183)	( 16,136)	その他利益剰余金			
投資有価証券	110,044	148,090	△ 38,046	原木単価調整準備金	2,800	2,800	—
関係会社株式	255,149	254,698	450	従業員退職手当積立金	411	411	—
出資金	174	174	0	固定資産圧縮積立金	20,439	21,112	△ 672
関係会社出資金	79,379	31,761	47,618	特別償却準備金	2,384	1,579	805
長期貸付金	15,477	17,807	△ 2,329	海外投資等損失準備金	697	656	40
長期前払費用	2,137	2,215	△ 78	別途積立金	125,518	142,518	△ 17,000
前払年金費用	9,875	—	9,875	繰越利益剰余金	8,247	△ 4,143	12,390
その他	4,437	4,622	△ 184	(自己株式)	(△ 35,254)	(△ 35,891)	( 636)
貸倒引当金	△ 2,357	△ 1,188	△ 1,169	評価・換算差額等	26,742	52,492	△ 25,750
				その他有価証券評価差額金	26,634	52,419	△ 25,785
				繰延ヘッジ損益	107	72	35
				新株予約権	115	60	54
<b>資産合計</b>	<b>1,395,644</b>	<b>1,417,026</b>	<b>△ 21,381</b>	<b>純資産合計</b>	<b>390,831</b>	<b>420,271</b>	<b>△ 29,440</b>
				<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,395,644</b>	<b>1,417,026</b>	<b>△ 21,381</b>

# 損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第84期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第83期 (ご参考) (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	比較 (ご参考)
売 上 高	592,577	568,389	24,188
売 上 原 価	481,634	443,171	38,462
売 上 総 利 益	110,943	125,218	△ 14,274
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	106,927	107,543	△ 616
営 業 利 益	4,016	17,674	△ 13,658
営 業 外 収 益	27,452	15,664	11,788
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,034	7,961	12,073
雑 収 入 金	7,418	7,703	△ 284
営 業 外 費 用	14,215	10,479	3,735
支 払 利 息	9,257	8,341	915
雑 損 失 金	4,957	2,137	2,819
経 常 利 益	17,254	22,859	△ 5,605
特 別 利 益	507	10,026	△ 9,519
固 定 資 産 売 却 益	335	1,548	△ 1,213
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	128	277	△ 149
投 資 有 価 証 券 売 却 益	44	8,201	△ 8,156
特 別 損 失	11,442	41,553	△ 30,110
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,824	2,215	1,609
特 別 退 職 金	3,486	17,582	△ 14,095
固 定 資 産 除 却 損	2,353	4,916	△ 2,562
災 害 損 失	532	—	532
減 損 損 失	447	752	△ 305
投 資 有 価 証 券 評 価 損	373	218	155
環 境 安 全 対 策 費 用	285	621	△ 335
事 業 整 理 損 失	136	—	136
固 定 資 産 圧 縮 損	2	122	△ 120
関 係 会 社 株 式 評 価 損	—	11,155	△ 11,155
生 産 体 制 再 構 築 費 用	—	2,563	△ 2,563
T O B 関 連 費 用	—	976	△ 976
関 係 会 社 株 式 売 却 損	—	389	△ 389
関 係 会 社 整 理 損 失	—	40	△ 40
税 引 前 当 期 純 利 益 (△は損失)	6,319	△ 8,666	14,986
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	148	380	△ 232
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,426	978	△ 2,405
当 期 純 利 益 (△は損失)	7,597	△ 10,026	17,623

## 株主資本等変動計算書（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株主資本												
	資本金	資本剰余金				利益剰余金							利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金							
						原木単価調整準備金	従業員退職手当積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	海外投資等損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成19年3月31日 残高	103,880	108,640	1,506	110,146	24,646	2,800	411	21,112	1,579	656	142,518	△ 4,143	189,582
事業年度中の変動額													
固定資産圧縮積立金の繰入								167				△ 167	—
固定資産圧縮積立金の取崩								△ 840				840	—
特別償却準備金の繰入									1,225			△ 1,225	—
特別償却準備金の取崩									△ 419			419	—
海外投資等損失準備金の繰入										147		△ 147	—
海外投資等損失準備金の取崩										△ 106		106	—
剰余金の配当												△ 12,033	△ 12,033
別途積立金の取崩											△ 17,000	17,000	—
当期純利益												7,597	7,597
自己株式の取得													
自己株式の処分			55	55									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）													
事業年度中の変動額合計	—	—	55	55	—	—	—	△ 672	805	40	△ 17,000	12,390	△ 4,436
平成20年3月31日 残高	103,880	108,640	1,561	110,202	24,646	2,800	411	20,439	2,384	697	125,518	8,247	185,145

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
平成19年3月31日 残高	△ 35,891	367,718	52,419	72	52,492	60	420,271	
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の繰入		—					—	
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—	
特別償却準備金の繰入		—					—	
特別償却準備金の取崩		—					—	
海外投資等損失準備金の繰入		—					—	
海外投資等損失準備金の取崩		—					—	
剰余金の配当		△ 12,033					△ 12,033	
別途積立金の取崩		—					—	
当期純利益		7,597					7,597	
自己株式の取得	△ 322	△ 322					△ 322	
自己株式の処分	958	1,014					1,014	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△ 25,785	35	△ 25,750	54	△ 25,695	
事業年度中の変動額合計	636	△ 3,744	△ 25,785	35	△ 25,750	54	△ 29,440	
平成20年3月31日 残高	△ 35,254	363,973	26,634	107	26,742	115	390,831	

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的債券……償却原価法  
関係会社株式……移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの……移動平均法による原価法
- デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
デリバティブ……時価法
- たな卸資産の評価基準及び評価方法  
製品、商品、原木、仕掛品……半期（6か月）毎の総平均法による低価法  
原材料（原木を除く）、貯蔵品……移動平均法による低価法  
販売用不動産……個別法による原価法
- 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産……定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。  
無形固定資産……定額法
- 引当金の計上基準  
貸倒引当金……期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金……監査役の子退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。  
環境安全対策引当金……「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。  
また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上しております。  
特別修繕引当金……石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期修繕までの期間配分により計上しております。
- リース取引の処理方法……リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ヘッジ会計の方法……原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。
- 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

### 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更しております。これにより減価償却費は876百万円増加し、営業利益は815百万円、経常利益及び税引前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより減価償却費は5,379百万円増加し、営業利益は4,526百万円、経常利益及び税引前当期純利益は4,541百万円それぞれ減少しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
有形固定資産	458百万円
関係会社株式	10,529百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	4,730百万円
計	15,719百万円
(2) 担保に係る債務	
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	7,027百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,190,348百万円
	(減損損失累計額を含む)
3. 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	330,591百万円
関係会社に対する長期金銭債権	16,468百万円
関係会社に対する短期金銭債務	54,867百万円
関係会社に対する長期金銭債務	165百万円
4. 保証債務等	
日伯紙パルプ資源開発株	18,561百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,920百万円
その他	9,361百万円
計	31,843百万円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	232,142百万円
関係会社からの仕入高	217,869百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	10,362百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	4,320百万円
その他	6,042百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	61,134,822株

## 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
(1) 繰延税金資産	
退職給付引当金	9,418百万円
繰越欠損金	8,593百万円
株式評価減	5,990百万円
貸倒引当金	4,490百万円
未払賞与	2,078百万円
その他	3,140百万円
繰延税金資産小計	33,712百万円
評価性引当額	△10,955百万円
繰延税金資産合計	22,757百万円
(2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18,275百万円
固定資産圧縮積立金	△14,024百万円
特別償却準備金	△1,636百万円
海外投資等損失準備金	△478百万円
繰延ヘッジ損益	△74百万円
繰延税金負債合計	△34,489百万円
繰延税金負債の純額	△11,731百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費の永久損金不算入	4.7%
受取配当金の永久益金不算入	△88.8%
評価性引当額	21.0%
その他	2.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△20.2%

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
連 結 子 会 社	王 子 板 紙 (株)	直接：100%	当社役員が兼任 3人	段ボール原紙・板紙 の 製 造 ・ 販 売	資金貸付 (貸付増)	3,030	短期貸付金	72,887
連 結 子 会 社	王 子 特 殊 紙 (株)	直接：100%	当社役員が兼任 2人	紙・パルプ製品の 製 造 ・ 販 売	資金貸付 (貸付増)	4,411	短期貸付金	40,374
連 結 子 会 社	王 子 不 動 産 (株)	直接：100%	当社役員が兼任 1人	当社の保有する 資 産 の 活 用	資金貸付 (貸付増)	777	短期貸付金	27,354
連 結 子 会 社	王 子 ネ ビ ア (株)	直接：100%	当社役員が兼任 1人	衛 生 用 紙 販 売	資金貸付 (貸付増)	3,201	短期貸付金	18,375
関 連 会 社	国 際 紙 パ ル プ 商 事 (株)	直接：19.0% 間接：1.6%	なし	当 社 製 品 の 主 要 代 理 店	紙製品の販売	130,493	売掛金	9,919
関 連 会 社	日 伯 紙 パ ル プ 資 源 開 発 (株)	直接：39.5% 間接：0.3%	当社役員が兼任 2人	当 社 に 輸 入 パ ル プ を 販 売	債務保証	—	債務保証	18,561

注1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税及び地方消費税を含まず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金の貸付については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定しております。  
なお、無担保での運用であります。
- ② 紙製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引と同様に決定しております。
- ③ 債務保証については、金融機関よりの借入金等に対して当社が保証を行っております。

### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 389円45銭
2. 1株当たり当期純利益 7円57銭



## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月7日

王子製紙株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 長 井 秀 雄 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 長 坂 隆 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 定 留 尚 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月7日

王子製紙株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	長 井 秀 雄	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	長 坂 隆	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	定 留 尚 之	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針および第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のばい煙の排出基準値超過等の問題や再生紙の古紙配合率乖離問題に対しましては、会社は再発防止対策に鋭意取り組んでいることを確認しております。

平成20年5月13日

## 王子製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	花 田 心 弘	㊟
監 査 役（常勤）	山 中 一	㊟
監 査 役	杉 原 弘 泰	㊟
監 査 役	上 野 健 二 郎	㊟

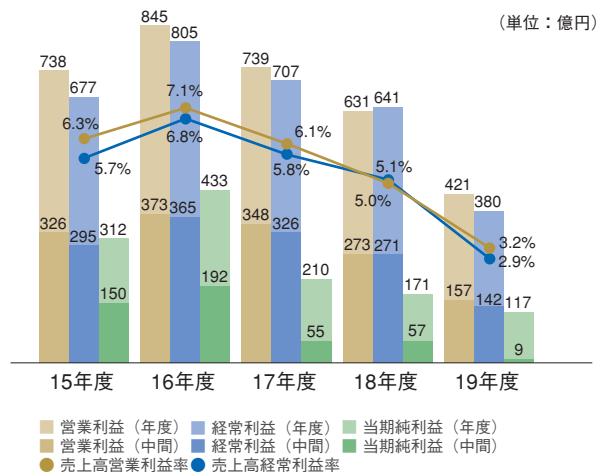
(注) 監査役 杉原 弘泰、上野 健二郎、は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## (ご参考)

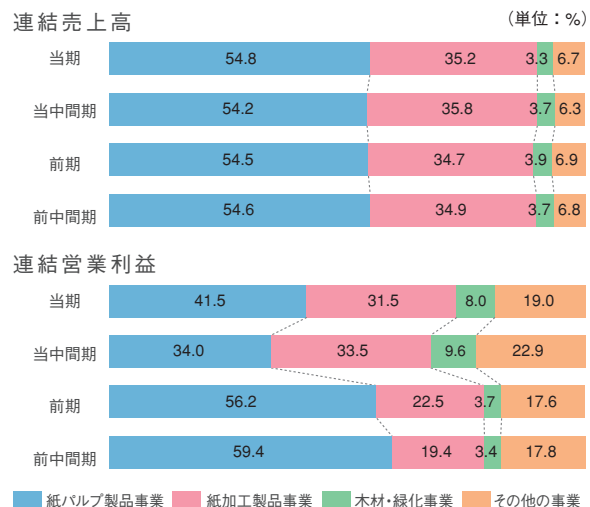
### 経営指標の推移 (連結)

営業利益・経常利益・当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率

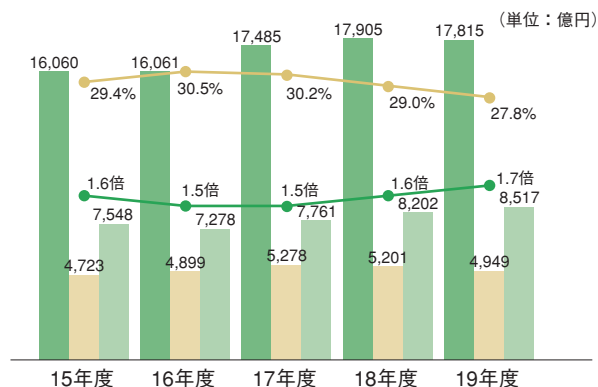


(注) 売上高営業利益率=営業利益÷売上高×100  
売上高経常利益率=経常利益÷売上高×100

事業部門別構成比の推移

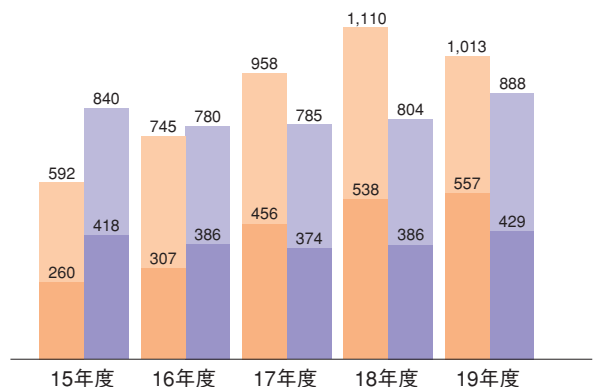


総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率・D/Eレシオ



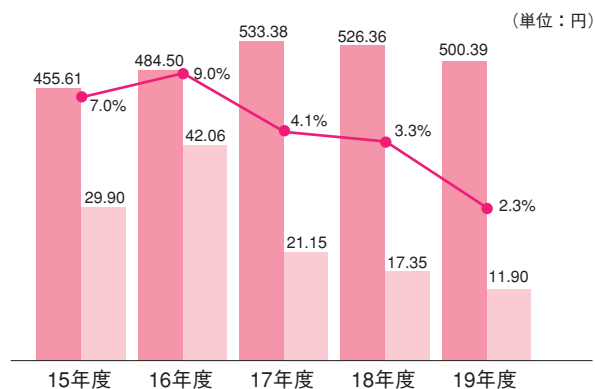
(注) 自己資本=純資産の部合計-新株予約権-少数株主持分  
有利子負債=長短借入金+コールローン+社債  
自己資本比率=自己資本÷総資産×100  
D/Eレシオ=有利子負債÷自己資本

設備投資額・減価償却費

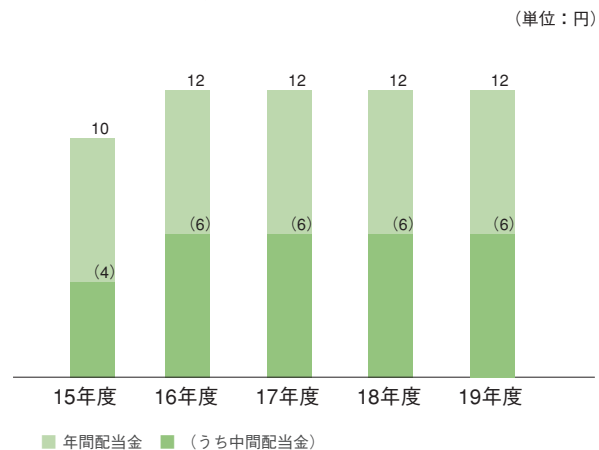


(注) 設備投資額(年度)・減価償却費(年度)  
設備投資額(中間)・減価償却費(中間)

## 1株当たり純資産額・1株当たり当期純利益・ROE



## 1株当たり配当金推移



■ 1株当たり純資産額 ■ 1株当たり当期純利益 ● ROE

(注) 自己資本利益率(ROE)＝純利益÷(前期末、当期末の自己資本の平均)×100  
自己資本＝純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分

## 連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(単位：百万円)

	当期 自 19年4月 1日 至 20年3月31日	前期 自 18年4月 1日 至 19年3月31日	比較
営業活動によるキャッシュ・フロー	138,886	59,285	79,601
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 124,708	△ 92,035	△ 32,673
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,134	31,042	△ 13,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 51	623	△ 674
現金及び現金同等物の増減(△)額	31,261	△ 1,083	32,345
現金及び現金同等物期首残高	38,550	39,601	△ 1,050
合併による現金及び現金同等物増加額	370	33	337
新規連結による現金及び現金同等物増加額	1,166	—	1,166
連結除外による現金及び現金同等物減少額	△ 1	—	△ 1
現金及び現金同等物の期末残高	71,348	38,550	32,797

# 株主メモ

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 定時株主総会	毎年6月
■ 基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定める。
■ 公告方法	電子公告により公告する。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告する。電子公告の当社ホームページアドレス <a href="http://www.ojipaper.co.jp">http://www.ojipaper.co.jp</a>
■ 単元株式数	1,000株
■ 単元未満株式の買増・買増請求受付場所	下記の株主名簿管理人、同事務取扱所及び同取次所 実質株主は、参加者及び証券保管振替機構を経由する。
■ 上場証券取引所	東京、大阪
■ 証券コード	3861
■ 株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
同事務取扱所	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-78-2031（フリーダイヤル）
同取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店

(お知らせ)

住所変更、単元未満株式買増請求、名義書換請求及び配当金振込指定に必要な各用紙のご請求は、下記株主名簿管理人中央三井信託銀行のフリーダイヤル又はホームページをご利用ください。

- フリーダイヤル 0120-87-2031（24時間受付：自動音声案内）
- ホームページアドレス [http://www.chuomitsui.co.jp/person/p\\_06.html](http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html)

## 配当金のお支払いについて

第84期の期末配当金（1株につき6円）につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（平成20年6月5日から平成20年8月1日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所並びに郵便局でお受け取りください。

また、金融機関もしくはゆうちょ銀行振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「お振込先について」を同封でご送付いたしますので、ご確認ください。



## 株式のお取扱いについてのご案内

### 配当金振込制度について

株主様ご所有の株式に対する配当金（中間配当金を含む）の受領方法には、配当金領収証による方法のほかにご指定の預貯金口座へ自動的に振込入金する方法がございます。確実に配当金を受領いただけますので、是非この振込制度をご利用されることをおすすめいたします。配当金振込制度をご利用される場合は、所定の「配当金振込指定書」に必要事項をご記入、お届出印を押印のうえ、株主名簿管理人宛て提出ください。「配当金振込指定書」のご請求は、株主名簿管理人のフリーダイヤル又はホームページをご利用ください。

### 単元未満株式の買増制度について

当社は「単元未満株式の買増制度」を導入しております。これにより、単元未満株式を有する方は、当社に対しその単元未満株式の数と併せて単元株式数（1,000株）になる数の株式を買増請求することができますのでご利用ください。なお、買増請求につきましては、毎年3月31日及び9月30日を含む各々それ以前の12営業日の間受付を停止させていただくほか、当社が別途必要と認める場合、受付停止期間を設ける場合がありますので、お手続きなどの詳細につきましては、株主名簿管理人宛て照会ください。また、保管振替制度ご利用の場合のお取扱いは、お取引証券会社宛て照会ください。

## 表紙の写真について

### 当社社有林

1	3	5
2	4	6

1. 猿払（北海道）
2. 篠原（奈良県）
3. エゾエンゴサク（北海道）
4. コアジサイ（静岡県）
5. 道湯川（和歌山県）
6. ウバユリ 猿払（北海道）

### 記載の訂正について

表紙の写真（中央上）の「3. エゾエンゴサク（北海道）」は、正しくは ミズナラ の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。